

地域保健に関する調査及び研究

研究分担者	福永 一郎（高知県安芸福祉保健所長兼保健監）
研究協力者	村松 圭司（産業医科大学医学部公衆衛生学教室准教授）
研究協力者	大江 浩（富山県新川厚生センター（保健所）所長）
研究協力者	藤田あけみ（袋井市健康づくり課課長補佐兼健康企画室長）

研究要旨：

関係者等を招へいして行ったフォーカスグループディスカッションにおいて、地域保健に関する調査及び研究には、調査研究に長けた人材配置、インフラ整備、倫理問題への対応、大学等との連携などが課題として挙げられた。

解釈付きのビッグデータの分析と提供、地域間比較、質的情報・事例の分析、大学等との共同研究などが保健所の役割として期待される。

A. 研究目的

地域保健行政は、住民に身近なサービスを提供する市町村と、多くの技術職種をもち専門的な保健医療ニーズや対物保健を行う保健所が、時代の変遷に応じて、それぞれの役割を担ってきた。昨今では、保健所で行っていた検査業務は主に地方衛生研究所が担い、民泊や受動喫煙対策等に関しての役割が保健所に加わることや、災害時における保健所業務の明確化、広域・散発的な食中毒への対応など、状況は大きく変化している。

その中で、「健康なまちづくり」の概念のもと、健康づくり、多様な住民の健康問題、総合的な保健医療福祉システム、健康危機管理、リスクコミュニケーションといった課題について、その土台である人材確保や連携、課題解決の共通の方法論としての情報の収集及び活用を進化させた地域保健の展開が求められている。

本研究においては、地域保健に関する調査及び研究における課題を明らかにし、地域保健とりわけ保健所に求められる役割に

ついて検討し、政策的提言を行うことを目的とする。

B. 研究方法

2019年5月18日に、冒頭に記載の研究協力者を招へいしてフォーカスグループディスカッションを行い、地域保健に関する調査及び研究にかかわる地域保健の推進課題を抽出した。テーマに関わる立場は、村松氏：大学でビッグデータを活用している立場、大江氏：保健所で調査研究を積極的に実践している立場、藤田氏：市町村でデータを有効に活用している立場である。

フォーカスグループディスカッションでの議論に基づき、各テーマの意見を整理した。また、健康づくり・多様な住民の健康問題全体に通じる共通事項を整理した。

C. 研究結果

1. 調査研究の目的と対応

- 1) ビッグデータの分析と提供（解釈付き）

ビッグデータの分析と提供は、今後の地域保健を進める上で非常に重要な機能であり、地域包括ケア、データヘルスの観点からの調査研究として当然に行われるべきである。分析結果の（当該地域、関係者への）提供は必須事項となる。都道府県で集約して解析し、管内の地域ごとに保健所が分析・解釈して提供するのが現実的である。

2) 管轄地域における地域診断、優先課題の把握

地域間比較ができること。標準化された指標を使う必要がある。課題発見というよりは課題対応戦略であり、「こういうことをやったらどうか」を裏打ちするデータを出すのが現実的である。

3) 事業評価

事業のPDCA（Plan-Do-Check-Action Cycle）や成果の評価に必要である。健康課題や事業の成果を評価し、他の地域や全国の水準との比較を行うため、標準的な見える化システムを導入することが求められる。

2. 保健所等の研究機関としての環境整備

1) 調査研究のための人材育成・資質向上

全国すべての保健所で一定以上の調査研究水準を確保するため、標準化が必要と考えられる。保健所で調査研究を担当するセクションを整備し、調査研究にたけた人材を配置する。また、標準配備された基本的なツールの使い方を含め、調査研究のノウハウの研修が必須である。

管轄地域に応じた調査研究として、質的情報・事例の分析も保健所である程度対応できるようにする。

市型の保健所も、調査研究機能を持ち、市域の保健医療福祉及び関連する分野に対して、「1. 調査研究の目的と対応」にあげたような業務を実施し、必要な部署、関係機関等へ提供する。市区役所内で、公衆衛生の分析機能のシンクタンクとなるべきである。

2) インフラ整備

セキュリティの問題はクリアしつつ、基本的なツールを標準配備した調査研究専用のパーソナルコンピュータ（PC）環境が必要である。調査研究ごとに資料収集や広域対応のために、（自治体の持っている回線ではなく）公衆回線（インターネット回線のVPN：Virtual Private Network、仮想プライベートネットワーク）を整備し、クラウドや研究の共通システムを利用できるようにする。また、健康課題や成果の評価のため、標準的な見える化システムを導入する（再掲）。

3) 倫理的問題への対応

倫理的問題への対応は必要である（どうしても避けて通れない）。保健所においても、研究計画から実施への手順等、習熟が必要である。「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」など、研究の企画遂行に必要な知識については、大学等研究機関による研修を行う。

倫理委員会を保健所ごと設置するのはあまり現実的ではない。都道府県で集約、他の機関（地方衛生研究所、県立医療機関など）と共同設置等が考えられる。

4) 大学等との連携

保健所等の調査研究や人材育成に対し、大学等からの支援及び保健所側の受援体制が求められる。以下に例示する。

- ・ビッグデータの分析と提供の協働
- ・調査研究にたけた人材の育成

- ・倫理的問題への対応やアドバイス、研修

- ・学術研究をバックボーンとして地域での公衆衛生実践に対する助言、示唆

- ・地域医療構想のアドバイザー

大学等が実施する研究への協力や共同研究について、円滑に遂行できるよう整備する。なお、保健所のエリアを越える研究協力は、個別の保健所で対応するのではなく、都道府県を窓口とすべきである。たとえば都道府県の整備する体制に従って、保健所が行っている業務に対する介入研究の申込みなど※。

※ 具体事例としては、潜在性結核患者の予後調査など

5) 地域保健法基本指針に関する特記事項

以下のような事項が意見として得られた。

- ・調査研究機能を必要とする根拠として、健康危機管理の視点だけでなく、地域医療構想、地域包括ケア、データヘルスの観点から調査研究機能が必要であることを明示すべきである。

- ・保健所の調査研究機能に基づく提案等について、市町村事務職、幹部、首長が理解する必要がある。

- ・調査研究機能は、都道府県型の保健所だけでなく、市、特別区の保健所も例外でないことを明示する。

- ・市町村の保健師が保助看法第 36 条を認識する。

- ・保健所は市町村に対して市町村間の比較や全体をみた（俯瞰した）意見を提示する。

- ・市、特別区の保健所は、庁内関係部署に市全体を俯瞰した意見や、部署間に横串を差したデータを提示する。

D. 考察

結果をもとに、今後、地域保健に関する調査及び研究において推進されるべき方策を検討した。

検討内容は、基本指針への提言の形で表すこととした。指針への提言としては以下 1～8 の通りである。

1. 調査研究機能を必要とする根拠として、健康危機管理の視点だけでなく、地域医療構想、地域包括ケア、データヘルスの観点を明示する

2. ビッグデータの分析と提供は、地域包括ケア、データヘルスの観点からの調査研究として当然に行われるべきであり、都道府県において集計解析し、各医療圏および市町村ごとに保健所が分析・解釈を行って提供する。

3. 保健所には管轄地域（市、特別区の場合はその市、特別区）における質的情報・事例の分析を含んだ地域診断、優先課題の把握を行い、管内市町村（市、特別区の場合は庁内関係部署）及び関係者に提供する（「できる」というよりは「する」）。

4. 比較性と一定の水準を保った健康課題や成果の評価のため、全国で使える標準的な「見える化システム」を整備する。

5. 都道府県及び保健所には、共通の調査研究プラットフォーム（調査研究環境）を導入する。プラットフォームには、基本的な分析ツール（表計算、データベース、統計ソフト等）を標準配備した PC、クラウドや研究の共通システムを利用するための独立したインターネット回線の VPN 回線を含む。

6. 保健所に調査研究を担当するセクションを整備し、調査研究にたけた人材を配置する。また、保健所職員が、研究計画の立て方、研究倫理など、調査研究企画立案に必要な知識・技術を獲得する機会を確保する。

※ 調査研究にたけた人材を裏打ちするものとして、公衆衛生大学院修了者（公衆衛生学修士、同博士）、公衆衛生学領域で取得した博士、社会医学系専門医、日本公衆衛生学会認定専門家、日本疫学会認定専門家、日本衛生学会認定衛生学エキスパート制度などがある。国は、都道府県、保健所において、調査研究担当職員がこれらの取得を目指せるような環境を作らせることが望まれる。

7. 保健所の調査研究や人材育成には、大学、研究機関の支援を受ける体制を取ることが求められる。また、大学、研究機関における調査研究への協力や共同研究の実施について、保健所の機能として明示する必要がある。

なお、国レベルには、都道府県、保健所における調査研究を支援するための仕組み（資料、情報の一元的提供や支援するセンター等）が必要である。

8. 調査研究に伴う研究計画の立案や倫理的問題への対応のために、大学、研究機関、日本学術振興会（研究倫理eラーニングシステム等）などの協力を得て、保健所職員に研究計画から実施への手順等の習熟を必要とする。また、「人を対

象とする医学系研究に関する倫理指針」にそった調査研究実施に対応できる倫理審査体制を確保する（保健所が利用できる倫理審査委員会を都道府県に必置とする）

なお、国は、大学、研究機関が実施する研究に協力あるいは共同研究を実施する場合の、都道府県、保健所における個人情報保護の範囲等について整理を行う。

E. 結論

関係者等を招へいして行ったフォーカスグループディスカッションにおいて、地域保健に関する調査及び研究には、調査研究に長けた人材配置、インフラ整備、倫理問題への対応、大学等との連携などが課題として挙げられた。

解釈付きのビッグデータの分析と提供、地域間比較、質的情報・事例の分析、大学等との共同研究などが保健所の役割として期待される。

F. 研究発表

1. 論文発表
特になし
2. 学会発表
特になし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
特になし
2. 実用新案登録
特になし
3. その他
特になし